



コロナ禍を越えた未来へ

今までの社会が一時停止した。どんな将来を予想できるだろう。どうしても予想してみる必要があるだろう。

一、価値観が変わる

- 1、生産性は三番目以下の優先課題となる。
一局集中は生産性には都合がいいが、コロナ禍では壊滅の危険となる。
 - 2、健康が最高の価値観となる。
- 一、コロナ（今後も形を変えて発生）への一番の対抗策は人の免疫力といわれる。
①三交代制などの設備の生産性を上げるための労働は「人の免疫力」に反する在り方として見直される。

二、生活の仕方が変わる

- 1、消費の仕方が変わる。
①人の生活が健康を第一としたものになる。よって消費の仕方が変わる。
- 2、お金の使い方が変わる。
①、文化が大事にされる。
②長期的な視野をもって貯蓄が行われる。
- 3、ゆとりが大事にされる。

三、企業の在り方が変わる

- 1、[想定外]が認められない時代が来る。
①南海トラフ地震+連動する首都直下型地震のとき、首都壊滅は想定内となる。
②原子炉事故は想定内となる。
日本で原子炉事故発生した場合の「安全地域」に暮らさざるを得ない、企業の本拠を分散せざるを得ない。
「安全地域」は日本全土で、どのくらいあるのだろうか。北部九州では？
③「想定外の無い」BCP計画が必然となる
- 2、地域を拠点とする企業が最も大事な企業となる。

四、SDGsが全世界の共通の価値観となる

食う、寝るところ、住むところ（密着/寿命無より）はやはり人任せせず、自分たちでつくる社会が来る。



2020.4.21 四ヶ所十郎

パートの有給休暇

前回は、パートの残業手当についてでしたが、今回は、パートの有給休暇についてです。有給休暇って正社員しかもらえないと思ってる方が多いんじゃないでしょうか？
労働基準法39条では、労働者の雇入れ日から6か月継続し、全労働日の8割以上の日数に出勤した場合は必ず10日間の有給休暇を付与しなければならないとされています。
（2019年4月から、有給休暇が年に10日以上付与される労働者について、年5日の有給休暇を取得させることが義務付けられました。）
つまり、パートでも上記の条件を満たしていれば有給休暇がもらえるということです。ただし、就業日数によって付与される有給休暇の日数は変わってきます。

パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数
パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**されます。
比例付与の対象となるのは、**所定労働時間が週30時間未満**で、かつ、**週所定労働日数が4日以下**または**年間の所定労働日数が216日以下**の労働者です。

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 付与日数 | 継続勤務年数 | | | | | |
|---------|---------------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 6か月 | 1年6か月 | 2年6か月 | 3年6か月 | 4年6か月 | 5年6か月 |
| 4日 | 109日～ 216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 |
| 3日 | 111日～ 160日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73日～ 120日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 |
| 1日 | 48日～ 72日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |

パートタイムでも有給休暇はもらえる！



パート勤務は主婦の方が多くと思います。
子供の急な病気や学校行事など、休みをもらうのに言いにくいなあ～と思っている方が多いのではないのでしょうか？
これからは遠慮せずに有給休暇を取って下さい。
ちなみに、小学生・中学生・高校生の3人の子供を持つ私は100%有給休暇消化してます。ほとんど学校行事ですが・・・。(北原)

【別紙 厚生労働省より】
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

コロナ禍における対策

先行きが全く見えないコロナ感染。事業者にとっても大変な事態になってきました。政府による緊急事態宣言の発動もあり、国民への外出自粛の要請だけでなく、地域によっては飲食店等への営業自粛の要請も出され始めました。また、飲食店等だけでなく大手ゼネコンでも一部では工事が中断されるなど、実体経済への影響は計り知れません。

このような状況の中、事業者は様々な対策を余儀なくされるわけですが、なんといつても人の動きが大きく制限されることになるため、働き方も大きく変わってくる（変えなければならない）でしょう。テレワーク（リモートワーク）、時間差出勤、Web会議 etc. とにかくやれることをやっていくという変革の機会かもしれません。

また、資金繰りに関しても、前回の記事では融資制度について少し触れましたが、IT導入補助金やテレワーク助成金、経営の現況によっては、雇用調整助成金や持続化給付金、納税の猶予措置や固定資産税の減免等、各種の対応があります。

いつ収束するかも分からないので、先の先を見据え、ありとあらゆることを考えて、乗り越えていきましょう。

四ヶ所 直樹



新入社員フウさんの自己紹介です



私は、ベトナム出身のドアンレウェンフウです。フウで呼んでください。4月からこちら総務部の一員になって本当に嬉しいです。今、仕事は、経理のことを中心として、(株)ほう・れん・そうと他に2社の担当をさせていただいています。まだまだ新人なので、先輩のすることを見つかりと見て教えていただいています。お客様のお金を管理していて、少し間違いがあったら大きく影響してきますのでとても大切な仕事と思って頑張っています。また、先輩と先生との教えるのが、すごく大事なことなのでいつもメモをとりながら聞いています。たまに分からない日本語があったらメモにも全部書いて調べます。
次に私の趣味ですが、ギターを弾くことが好きです。YouTubeで好きな歌の弾き方を検索して、自分でまねをしてギターを練習していました。学生時代に学園祭でギター演奏しました。その時に下手くそでしたがみんなが応援してくれたのでいい思い出になりました。今でも、暇なときにもたまたま練習します。
日本に来て、ベトナムに全然見えない桜が大好きです。公園でお弁当を食べながらお友達とお花を見るたびにいつも楽しかったです。これからも仕事を頑張っていきますのでよろしくお願ひします。
フウ

新型コロナウイルスに関する 緊急貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して緊急貸付があります。

ただし制度が乱立しすぎて分かりづらい所がありました。経済産業省が様々な制度を分かりやすく一覧表に纏めています。ご一読ください。 —前間—

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。

| 条件 | 利用可能メニュー | 概要 | 相談窓口 |
|---|-------------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 売上高5%以上減少なら | 指定738業種の場合 | ①セーフティネット5号 | お近くの民間金融機関 各信用保証協会 |
| | | ②新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | | ③商工中金等による「危機対応融資」 | 商工組合中央金庫等 |
| ★追加要件を満たせば 貸付無利子・無担保の対象 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円 | 小規模事業者の場合 | ④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | 生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など)の場合 | ⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| さらに、 | | ⑥新型コロナウイルス対策経(拡充) | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| 売上高10%以上減少なら | 生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶) | ⑦衛生環境激変対策特別貸付 | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| さらに、 | | ⑧危機関連保証 | お近くの民間金融機関 各信用保証協会 |
| 売上高15%以上減少なら | | ⑨セーフティネット4号 | お近くの民間金融機関 各信用保証協会 |
| さらに、 | | ⑩セーフティネット貸付 | 日本政策金融公庫 (対象の事業者の方は沖縄公庫へ) |

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(貸付)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(保証)】最近1か月の売上高と、前年同月を比較。その後2ヶ月間(見込み)を高く3ヶ月の売上高と前年同月を比較。

この資料は、ブルースター株式会社運営するStartupList-株式会社JNQが掲載した記事を参考に作成しました。

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(※前12か月)>

(1)～(3)のいずれかで比較。

| 【公庫(貸付)】 | 【信用保証協会(保証)】 |
|----------------------------------|---|
| (1) 前1か月の売上高と前年12月の売上高を比較 | (1) 5割に満たない |
| (2) 前1か月の売上高と前年12月の売上高を比較 | (2) 5割に満たない。その他2ヶ月間(見込み)を高く3ヶ月の売上高と前年12月の売上高を比較 |
| (3) 前1か月の売上高と前年10月から12月の平均売上高を比較 | (3) 5割に満たない。その他2ヶ月間(見込み)を高く3ヶ月の売上高と前年10～12月の平均を比較 |



短期前払費用の特例を活用しよう！

「前払費用」は、期間損益計算の立場からすれば、本来は、支払った時点においては資産計上し、その後、役務の提供を受けるにしたがって費用化されるべきものです。ただしその一方で、企業会計では、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらず、他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則にしたがった処理として認めています。法人税の計算上も、「前払費用」として支払った金額のうち、支払った日から1年以内にサービスの提供を受けるもの(短期前払費用)については、下記の【要件】を満たしていれば、支払った期に損金算入(費用計上)することができるとしています。(短期前払費用の特例)

【要件】

- [1] 「前払費用」としての要件を満たしていること
- 〔前払費用〕であるための要件
 - 一定の契約に従って継続的にサービスの提供を受けるものであること(等質・等量のサービスであることが必要です。)
 - 役務(サービス)の提供の対価であること
 - 翌期以降において、時の経過に応じて費用化されるものであること
 - 当期中に支払いが済んでいること
- [2] 每期継続して同様の経理処理をおこなうこと
- [3] 収益と直接対応させる必要のある費用や重要性の原則を逸脱するような費用については、適用できません。

【短期前払費用の特例が適用されない例】

- ①もともと月払いで契約を交わしていた家賃について、貸主の了承を得ないで、向こう1年分を前払いしたとしても短期前払費用の特例を受けることはできません。〔※事前に月払い契約を年払い契約に変更しておく必要があります。〕
- ②顧問税理士への報酬を期末直前に1年分を前払いしたとしても、短期前払費用の特例を受けることはできません。〔※税理士のサービスは、等質・等量のサービスとは言えないからです。〕

③期間限定の雑誌広告掲載料やテレビCM放映料等の広告宣伝費を前払いしたとしても短期前払費用の特例を受けることはできません。〔※期間限定の広告掲載料やCM放映料は、継続的なサービスの提供を受けるものとは言えませんし、時の経過に応じて費用化される性質のものでもないからです。〕

④賃貸事務所の1年分の家賃(4月から翌年3月分)を2月に前払する場合〔※支払った時期から1年を超える期間を対象とする前払費用であるため、短期前払費用の特例を受けることはできません。〕

⑤借りているマンションやビル等を転賃(又貸し)することによって賃貸料収入を得ている場合〔※このようなケースで支払う家賃は、収益(賃貸料収入)に直接対応する費用であるため、短期前払費用の特例を受けることはできません。〕

根拠条文

【法人税基本通達 2-2-14】

前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が前払費用の額で支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

と規定しています。

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子ども世話の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給**（賃金全額支給）の**休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた**事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、**年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。**

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

申請期間：令和2年9月30日までです。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.rnhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunrya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）にご郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）

・**関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・**東北、関西、四国、中国地区**（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-2-8-8 芝二丁目ビル4階

・**北陸、中部、九州・沖縄地区**（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・**北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご本人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

*ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、
子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

(ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

(イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）

(ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子どもに関する休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）

・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子どもに関する休暇の対象は以下のとおりです。

・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。